

兵庫県公報

令和8年4月1日 水曜日 第9号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

○ 県道三木宍粟線、県道小野藍本線の区間再編に伴う禁止地域の改正（都市政策課）…………… 1

告 示

兵庫県告示第354号の23

平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和8年4月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

2(2)の表31の款中「小野市浄谷町地内一般国道175号」を「小野市敷地町地内県道小野藍本線」に改め、同款の次に次のように加える。

| | | | | | | | | | |
|------------|---------------------|------------------|---|--|---|---|--|--|-----|
| 31の (2) | 県道 小野 藍本 線 | 第3種 禁止地 域等 | 小野市 敷地町 地内県 道三木 宍粟線 との交 点 | 小野市 浄谷町 地内一 般国道 175号と の交点 | 路端から100 メートル以 内の区域（用 途地域の区 域を除く。） | 小野市 敷地町 地内県 道三木 宍粟線 との交 点 | 小野市 浄谷町 地内一 般国道 175号 との交 点 | 路端から1,000 メートル以内 の区域（禁止地 域等の区域を 除く。） | 小野市 |
|------------|---------------------|------------------|---|--|---|---|--|--|-----|